

総合知的財産法学研究科総合知的財産法学専攻

【中学校専修（社会）、高等学校専修（公民）】

中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（公民）を取得しようとする者で、当該同一校種・同一教科の一種免許状の取得資格を有する者は、以下の授業科目から24単位以上修得すること。（網掛の場合は、当該免許状取得の単位に含まない。）

■中学校専修（社会）、高等学校専修（公民）

免許法施行規則に定める科目区分		授業科目	単位	中専	高専	開講年次
				社会	公民	
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	特許法	4	必修	必修	1・2
		実用新案法	2	必修	必修	1・2
		意匠法	2	必修	必修	1・2
		商標法	2	必修	必修	1・2
		著作権法	4	必修	必修	1・2
		不正競争防止法	2	必修	必修	1・2
		外国著作権法	2	必修	必修	1・2
		行政法	4	選択	選択	1・2
		民法Ⅰ（総則・物権）	4	選択	選択	1・2
		民法Ⅱ（債権）	4	選択	選択	1・2
		商法	4	選択	選択	1・2
		民事訴訟法	4	選択	選択	1・2
		仲裁法	4	選択	選択	1・2
		企業犯罪法	4	選択	選択	1・2
		経済法	4	選択	選択	1・2
		租税法	4	選択	選択	1・2
国際取引法	4	選択	選択	1・2		
英米私法	4	選択	選択	1・2		